

# 症に関する各種支援



事業者向けにまとめていますので、該当する部分をご覧ください。

すでに申し込みが終了しているものもあります。最新の情報は右記の2次元コードから市ホームページをご覧ください。

## 内容

## 問い合わせ先

給付対象者 **1人当たり10万円** を支給。郵送またはオンラインで申請。

申請書はすでに送付されているので、届いていない人は右記コールセンターへお問い合わせください。**給付金に関連した特殊詐欺にご注意ください**

豊中市特別定額給付金コールセンター  
☎6151-5181

児童手当(特例給付を除く)の対象となる子ども **1人当たり1万円** を支給(申請不要)。ただし、公務員は申請が必要

子育て給付課 ☎6858-2269

児童手当(特例給付を除く)の対象となる3人以上の子を持つ世帯に対し、給付金 **3万円** を支給(第4子以降1人当たり **1万円** を加算)(申請不要)。ただし、公務員は申請が必要

①：児童扶養手当受給世帯 ②：①に準ずる公的年金受給中のひとり親世帯 ③：収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がっているひとり親世帯に、給付金 **5万円** を支給(第2子以降1人当たり **3万円** を加算)

(①は申請不要。①②の世帯で大幅な収入減の場合は申請により追加支給あり)

子育て給付課 ☎6858-2329

離職や廃業、やむを得ない休業などで収入を得る機会が減少し、**住居を失っている** または **失う恐れがある場合** に給付金(家賃)を支給。給付額は収入や世帯人数により異なります

くらし再建パーソナルサポートセンター  
☎6858-5075

給与などの支払いを受けている加入者が、同感染症に感染または感染が疑われることにより、**給与などの支払いを受けることができなくなった場合** に傷病手当金を支給

保険給付課 ☎6152-5123

市民や地域を元気づける文化芸術作品の制作・発表や、文化芸術活動の実施などに要する経費の一部を助成。要件・審査あり。【上限額】個人 **10万円**、団体 **20万円**

文化芸術課 ☎6858-2494

**減免** できる場合があるため、国民健康保険・介護保険は6月中旬に送付した、後期高齢者医療制度は7月中旬に送付する保険料決定通知書の同封チラシをご覧ください

保険資格課 ☎6858-2301

国民年金第1号被保険者は、特例で **免除または納付猶予** できる場合があります

保険資格課 ☎6858-2264

令和3年1月31日までに納期限が到来する個人市府民税、法人市民税、固定資産税など全ての市税のうち、納期が到来していないものについて、**1年間市税の徴収の猶予** を受けることができる場合があります

債権管理課 ☎6858-2161

**支払い期限の延長や分割納付** の相談を受け付けています

上下水道局お客さまセンター窓口課  
☎6858-3681

【普通貸付上限額】単身世帯 **10万円**、複数世帯 **20万円**  
【特別貸付(災害等)上限額】単身世帯 **20万円**、複数世帯 **30万円** ※いずれも保証人が必要

福祉事務所 ☎6858-2241

【貸付上限額】 **20万円**

社会福祉協議会 ☎6848-1313

【貸付上限額】単身世帯 **月15万円**、複数世帯 **月20万円** (貸付期間は原則3カ月以内)

社会福祉協議会 ☎6848-1313

見守りが必要な家庭に食材や弁当などの配達を通じて、子どもの見守りを継続する子ども食堂に対して補助

こども政策課 ☎6858-2259

# 新型コロナウイルス感染

新型コロナウイルス感染症に関連する各種支援策を紹介します。市民向け・

掲載情報は令和2年(2020)6月19日時点のものです。また、過去に広報誌でお知らせした事業のなかには

## 市民向け

対象者

事業名

全ての人

特別定額給付金

子育て世帯

子育て世帯への臨時特別給付金

子育て応援特別給付金

生活が苦しいひとり親世帯

**NEW** ひとり親世帯への  
臨時特別給付金

休業などにより収入が減少し、  
住居を失う可能性がある人

住居確保給付金

国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者

国民健康保険 傷病手当金

後期高齢者医療制度 傷病手当金

文化芸術活動を行う、  
市在住・在勤・在学の個人または団体

**NEW** 地域の人々を元気にする  
芸術作品等制作への助成

休業などにより収入が減少し、  
保険料の支払いが困難な人

国民健康保険・介護保険・  
後期高齢者医療制度 保険料減免制度

国民年金保険料 臨時特例制度

市税の支払いが困難な人(事業者も対象)

市税の徴収猶予の特例

水道料金・下水道使用料の支払いが困難な人  
(事業者も対象)

水道料金・下水道使用料の支払い相談

休業などにより収入が減少し、生活が苦しい人

生活援護資金貸付制度

緊急小口資金(特例)

総合支援資金【生活支援費】(特例)

子ども食堂

子ども食堂フードデリバリー事業

# ウイルス感染症に関連する各種支援策を紹介します。

内 容	問い合わせ先
同感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業全般に使える給付金を支給。【上限額】法人 <b>200万円</b> 、個人事業者 <b>100万円</b>	▶ 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570
事業者にとって固定費の中で大きな負担となっている <b>地代・家賃の負担を軽減</b> するため、支払家賃に基づき算出される給付金を支給。給付率や上限額は支払家賃額や法人格の有無により異なります	▶ 詳細が決定次第、市ホームページに掲載します
介護資格の有無を問わず、5月1日以降に新規雇用した場合、従業員の報酬や実費経費の支援金を支給。また、長期雇用し、その従業員の介護資格取得に係る研修費用の一部を支給(どちらも先着順)	▶ 地域共生課 ☎6858-2219
同感染症の影響で困難を抱える人を支援する地域密着型の事業に取り組む事業者や団体などに事業経費を一部助成。【上限額】 <b>30万円</b> 市の寄付専用ポータルサイトでのクラウドファンディングも利用可。【上限額】 <b>100万円</b>	▶ 創造改革課 ☎6858-2675
新しい生活様式に対応した商品・サービスなどで売上拡大に取り組む市内事業者(中小企業・個人事業主・NPO法人など)のグループに、販路開拓に要する諸経費を助成。 【上限額】 <b>1グループ当たり30万円</b> (1回限り)	▶ 産業振興課応援金事務局 ☎6151-2070
同感染症対策として購入した衛生用品など(マスク、手袋、消毒液、テイクアウト容器など)の費用を助成。【上限額】 <b>3万円</b>	▶ 大阪労働局助成金センター ☎7669-8900
雇用の維持を図った場合の従業員に対する休業手当、賃金などの一部を助成(同感染症拡大に伴い、対象者の拡大・助成率の拡充・手続きの簡素化など特例措置あり)	▶ 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター ☎0120-60-3999
保護者である従業員が小学校などの臨時休業に伴い休んだ際、年次有給休暇とは別の有給の休暇を取得させた場合に助成	▶ テレワーク相談センター☎0120-91-6479、☎大阪労働局企画課 ☎6941-4630
同感染症対策としてのテレワークの新規導入や特別休暇の規定整備に対して助成	▶ 産業振興課 ☎6858-2189
セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証に係る事業資金の借り入れに対する信用保証料を助成。【上限額】 <b>20万円</b> (利用回数の制限なし)	▶ 日本政策金融公庫 ☎0120-154-505
同感染症の影響により業況が悪化した事業者に対する融資制度(信用力や担保によらず一律金利)	▶ 大阪府金融課 ☎6210-9508
同感染症の影響により業況が悪化した事業者に対する融資制度(売上高の減少割合により、金利や保証料を軽減)	▶ 創造改革課 ☎6858-2675
面会が制限される施設・病院などに入所(入院)している人と家族などがオンライン面会ができるよう、施設・病院などにタブレット端末を貸し出し	▶ 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局 ☎0570-060515
日本政策金融公庫の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」により借り入れを行った中小企業のうち、売り上げが急減した事業者に利子補給を行い、同貸付の金利を実質無利子化	▶ 産業振興課 ☎6858-2189
セーフティネット保証制度および危機関連保証制度における特定中小企業者の認定制度	

このページでは主に事業者に向けた新型コロナウ

## 事業者向け

	対象者	事業名
給付	売り上げが前年同月比で <b>50%以上減少</b> している法人や個人事業者(フリーランスを含む)	持続化給付金
	<b>テナント事業者</b> で売上が減少(※)している法人や個人事業主 <small>※1カ月で前年同月比50%以上または連続する3カ月で前年同期比30%以上</small>	<b>NEW</b> 家賃支援給付金
	<b>福祉サービス事業者</b>	豊中市福祉サービス継続を目的とした地域人材活用支援金
助成	地域密着型の <b>新型コロナウイルス感染症対策事業</b> に取り組む事業者・市民団体・NPO法人	<b>NEW</b> 地域サポート応援事業
	新しい生活様式に対応した商品・サービスなどで販路開拓に取り組む市内事業者のグループ	<b>NEW</b> 売上アップ応援事業
	生活の維持に不可欠で <b>長時間の対面や接触</b> を伴う事業者	産業活動助成金
	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた、 <b>従業員の雇用の維持</b> を図る事業者	雇用調整助成金
	<b>働き方改革</b> を進める中小企業	小学校休業等対応助成金
	<b>働き方改革</b> を進める中小企業	働き方改革推進支援助成金(テレワークコース、職場意識改善特例コース)
	<b>セーフティネット保証4号・5号</b> または <b>危機関連保証</b> に係る事業資金の借入れを行った市内中小企業	豊中市新型コロナウイルス対策信用保証料助成金
貸付	<b>収入が減少</b> した事業者	新型コロナウイルス感染症特別貸付
	売り上げが <b>減少</b> している中小企業	大阪府新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)
その他	高齢者や障害者の <b>入所施設、病院</b> など	<b>NEW</b> オンライン面会支援事業
	日本政策金融公庫の「 <b>新型コロナウイルス感染症特別貸付</b> 」により借入れを行った中小企業	特別利子補給制度(実質無利子)
	新型コロナウイルス感染症の <b>影響</b> を受けた中小企業	セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定

# 各 種 相 談 窓 口

※記載のない場合は祝日を除く

## 事業の経営相談

### ■ 大阪府よろず支援拠点

時月曜～金曜 9時30分～17時30分  
☎4708-7045

### ■ 豊中商工会議所 中小企業相談所

時月曜～金曜 9時～17時30分  
☎6845-8004

## 経営上の金融相談

### ■ 中小企業金融相談窓口

時月曜～日曜(祝日を含む) 9時～17時  
☎0570-783-183

## 債務についての相談

### ■ 多重債務者相談窓口

時月曜～金曜 9時～12時・13時～16時 ※要電話予約  
☎6858-6656

## 再就職したい方

### ■ 豊中市地域就労支援センター

時月曜～金曜 9時～17時  
☎6858-6861 ※要電話予約

### ■ 豊中しごとセンター

時月曜～金曜 9時～17時・毎月第2土曜 10時～13時  
☎6398-7463

## 事業主と労働者の雇用・労働に関する相談

### ■ 労働相談(くらし支援課)

時月曜・水曜・金曜 10時～12時・13時～16時  
☎6858-6863

### ■ 大阪労働局 特別労働相談窓口

時月曜～金曜 9時～17時(火曜は18時まで)  
☎0120-939-009

## 生活保護に関する相談

### ■ 豊中市福祉事務所

時月曜～金曜 9時～17時15分  
☎6858-2245(本庁)  
☎6334-4055(庄内)

## 収入が減少し、今後の生活について相談したい方

### ■ くらし再建パーソナルサポートセンター

時月曜～金曜 9時～17時 ※要電話予約  
☎6858-5075

## 教育(心理・行動)に関する相談

### ■ 教育相談総合窓口

時月曜～金曜 9時～17時  
☎6840-8121

## 子どもに関する相談・子どもからの相談

### ■ こども総合相談窓口

時24時間365日受け付け(電話のみ)。来所は月曜～金曜 9時～17時15分  
☎6852-5172

### ■ こども専用とよなかっ子ダイヤル

時24時間365日受け付け(電話のみ)  
☎0120-307-874

## 人権に関する相談

### ■ 豊中市配偶者暴力相談支援センター

時月曜～金曜 9時～17時  
☎6152-9893

### ■ 人権相談(とよなか人権文化まちづくり協会)

時月曜・水曜・金曜 9時～12時・13時～17時  
☎4865-3655

### ■ 総合生活相談(とよなか人権文化まちづくり協会)

時火曜・木曜・土曜 9時～12時・13時～17時  
☎4865-3713

## こころの健康相談

### **NEW** ■ コロナこころのケアダイヤルとよなか

時【7月1日(水)開設】月曜～金曜 11時～19時、土曜(予約制) 13時～16時  
☎0800-200-8740

## 10万円の給付金詐欺に関する相談

### ■ 新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン

時月曜～日曜(祝日を含む) 10時～16時  
☎0120-213-188

## 新型コロナウイルス感染症の症状が見られる場合の相談

### ■ 豊中市新型コロナウイルス感染症コールセンター

時月曜～金曜 9時～17時15分  
☎6151-2603 ☎6152-7328  
※受付時間外は大阪府のコールセンターをご案内します

### ■ 府民向け相談窓口

時月曜～日曜(祝日を含む) 9時～18時  
☎6944-8197

### ■ 厚生労働省電話相談窓口

時月曜～日曜(祝日を含む) 9時～21時  
☎0120-565653

記号の説明: **NEW** 新設された事業



## 市立小・中学校に通う全児童・生徒数のタブレット端末を配備します

市は、市内全ての市立小・中学生1人1台のタブレット端末を令和2年度(2020)から4年かけて配備する当初の計画を前倒しし、今年度中に一斉配備します。

タブレット端末を活用した学習を通して、調べる力、考える力、他者と協働する力などを育成するとともに、基礎学力の底上げ、より発展的な学習機会の提供を行い、これからの社会に求められるスキルの習得をめざします。

### タブレット端末配備の概要

#### 配備数

約32,400台

※内訳は下記を参照

小学校：41校・22,555人

中学校：17校・9,845人

———合計32,400人

#### 学習支援

タブレット端末には、授業支援ソフトや学習ドリルを備える予定で、普通の授業や家庭学習で活用し、全体の学力向上や子どもたち一人一人の学習の習熟度に合わせたきめ細やかな学びの実践につなげます

#### 通信機能

インターネット通信環境がない家庭でも使えるよう、携帯電話の回線を通じて接続するLTEモデルを採用します(市が通信料を負担)

### 岩元義継教育長からのメッセージ

1人1台のタブレット端末は、急速な情報化・グローバル化が進む社会を生きる子どもたちにとって、なくてはならない学習の基盤です。

子どもたちが将来、困難な問題に直面したときに、膨大な情報の中から必要な情報を自ら選び、



主体的に考え、仲間と共に解決策を見いだしていける、どんなに厳しい状況にあっても、決して諦めずに前を向いて歩いて行ける、そんな力を学校教育の中で子どもたちに身に付けてほしいと私は考えています。

学校の授業や家庭学習を含めた「学び方」が、これから大きく変化します。保護者の皆さんには、引き続きご協力、お力添えをお願いします。

### 長内繁樹市長からのメッセージ

6月15日から市立小・中学校においては本格的に授業が再開され、ようやく学校に子どもたちの元気な声と明るい笑顔が戻りました。子どもたちが安全に学校生活を送ることができるように、新型コロナウイルス感染症防止対策を引き続き徹底するとともに、心のケアや熱中症対策にも取り組んでまいります。



ICTを活用した新たな学び方により、一人一人の子どもたちの多様性やそれぞれ得意なところを大きく伸ばせるよう、学校や家庭での学習を個別にサポートします。

新たに設置した「ICTを活用した学び方改革プロジェクト・チーム」を中心に、技術や社会の変化に適応した新たな授業手法の確立など、学び方改革を推進します。